

## 令和6年度第2回調布市青少年問題協議会次第

日時 令和6年10月11日（金）  
午前10時から11時30分まで  
場所 調布市役所5階市長公室

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 協議事項

- (1) 令和6年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について
- (2) 令和7・8年度調布市青少年健全育成方針（案）について

### 4 報告事項

- (1) 令和6年度秋のこどもまんなか月間における取組について

### 5 情報交換

- (1) 調布警察署からの情報提供
- (2) 中学校校長会からの情報提供

### 6 その他

#### 【資料】

- ・資料1 令和6年度調布市青少年問題協議会委員名簿
- ・資料2 令和6年度調布市青少年表彰候補者一覧
- ・資料3 令和6年度調布市青少年表彰候補者推薦書
- ・資料4 調布市青少年表彰規程
- ・資料5 調布市青少年表彰における表彰者選定に係る内規
- ・資料6 令和7・8年度調布市青少年健全育成方針（案）
- ・資料7 令和7・8年度調布市青少年健全育成方針（案）新旧対照表
- ・資料8 令和6年度秋のこどもまんなか月間における取組

#### 【次回会議】

日程：令和7年2月6日（木） 午前10時から11時30分まで  
会場：調布市役所5階 市長公室

# 令和6年度 第2回調布市青少年問題協議会報告

1 開催日時 令和6年10月11日（金） 午前10時から

2 会場 市長公室

3 欠席 (1) 委員 13人  
(2) 事務局 1人

## 4 会長挨拶

会長： おはようございます。よろしくお願いします。

最近思うことの一、二を申し上げようと思うのですが、一つは、改めてコロナです。4年にも及ぶ期間の中で、私からすると物言わぬ小中学生なのです。大変だったねと。だけれども、あれを乗り越えたことを自信にもしてほしいみたいなことを言うのだけれども、本当にどうなっている。大変例えは悪いので最初にお断りしますが、あんなに自己の意思に反してというか、自由な活動を制限されたのは、昭和16年から20年の戦争以来ではないかと思う。学校でも、そのようなことに関しては、どのように彼らに影響を与えたのか。それから、後遺症にならなければいいなということを考えてくれていると思います。それはぜひ私は教えていただきたいと思う。そこにたどりますけれども、それが一つ。

もう一つは、今朝のニュースでもやっていたけれども、やはり夏日が、記録を取り始めてから今年が一番多く、2番目は去年、3番目は一昨年だそうです。これに象徴されるように、私も年を取ったせいかもしれないけれども、夏に強いと思っていたが、くらくらしますね。で、色々なことを、やはり子どももケアしてやらなければいけない。もちろん、そのとおりだと思うのです。

ただ、これも誤解を恐れずに言いますが、あの猛暑は異常だけれども、色々な困難、苦難というものを乗り越えさせてやるような素地を子どもの時に作ってやらないといかんということも思います。

例えば、ちょっと朝礼が長いと気分を害する子が必ず出てくるというのは、私は異常だと思いますね。自分の記憶ではないですよ、子どもの時に、ああいうことは。もちろん倒れるお子さんが悪いと言っているのではないのだけれども、なぜあんなに抵抗力がないのだろう、昔に比べると。

ちょっと違うことを言うと、世の中は時に理不尽だし、不条理です。これはもうどうしようもないこと。これはもう誰も人生の中で、色々な困難がある。自己の責任ではなくても。でも、その時に精神的に耐えられるかどうかというのは個人差がありますよね。ある意味で、こんなに便利になって、快適になってきた半面ということを見ると、やはり石器時代の人間のほうが抵抗力があったかもしれない。今日は突飛な比喻ばかりで恐縮ではありますが、そのようなことを思います。

ぜひ色々この場も通じてお考えいただき、御議論いただきたいと思います。

3月9日の青少年表彰式の日、表彰者に関しての議論をいただくということと、健全育成方針については2年毎にということで7年度、8年度をにらんでお考えいただくということがテーマになっております。今日はよろしくお願ひします。

## 5 資料確認

## 6 協議事項

### (1) 令和6年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について

会 長： 次第3、協議事項の(1)令和6年度調布市青少年表彰被表彰者の選考についてということで事務局から説明を申し上げます。

事務局： それでは、令和6年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について説明いたします。資料2と3を併せて御覧ください。

資料2は推薦があった候補者を届出順に一覧にまとめたもので、資料3は推薦者から御提出いただいた推薦書となります。こちらに示したとおり、今年度は個人20名と1団体の21件分の推薦がありました。

各候補者につきましては、先日開催しました専門調査委員会において専門調査委員の皆様には表彰にふさわしい人物や団体であるかを御検討いただいております。

専門調査委員会の審査結果につきましては、後ほど専門調査委員から御報告させていただきます。

続きまして、各候補者の推薦内容の概要について説明いたします。資料2の推薦概要欄を御覧ください。

1番目のAさんですが、2番目のBさん、3番目のCさんと同じ内容での推薦となっておりますので、併せて説明いたします。この3名は第七中学校からの推薦となっており、行為内容は、登校中に頭から血を流して倒れている方の救助活動を3人で協力して実施したという内容となっております。

続いて4番目はDさん、17歳で、健全育成推進第三地区委員会から推薦をいただいております。Dさんは、第三地区のソフトボールの練習において、コーチの補助として子どもたちの指導に協力しており、地域の青少年の健全育成の育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は4年5か月となっております。

5番目はEさん、17歳で、健全育成推進多摩川地区委員会から推薦をいただいております。Eさんは多摩川地区の和太鼓チームに所属し、後輩の指導を行うなど、地域の青少年の健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は5年5か月となっております。

6番目はFさん、14歳で、健全育成推進多摩川地区委員会から推薦をいただいております。Fさんは、多摩川地区のソフトボールの練習において、子どもたちの指導に協力するほか、多摩川地区における夏祭りなどの練習において子どもたちの指導に協力しており、地域の青少年の健全育成に貢献しているという内容で推薦があ

りました。行為期間は2年5か月となっております。

7番目はGさん、14歳で、健全育成推進多摩川地区委員会から推薦をいただいております。Gさんは、多摩川地区のソフトボールの練習において子どもたちの指導に協力するほか、和太鼓チームにも所属し、後輩の指導を行うなど、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は2年5か月となっております。

続きまして8番目、Hさん、15歳で、健全育成推進北ノ台地区委員会から推薦をいただいております。Hさんは、北ノ台地区のソフトボールの練習においてコーチの補助として子どもたちの指導に協力するほか、北ノ台地区における夏祭りなど、様々な事業に協力しており、地域の青少年の健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は2年5か月となっております。

9番目がIさん、15歳で、健全育成推進北ノ台地区委員会から推薦をいただいております。Iさんは、北ノ台地区のソフトボールの練習においてコーチの補助として子どもたちの指導に協力するほか、北ノ台地区における夏祭りなど、様々な事業に協力しており、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は2年5か月となっております。

10番目はJさん、17歳で、健全育成推進国領地区委員会から推薦をいただいております。Jさんは、国領地区のソフトボールの練習においてコーチの補助として子どもたちの指導に協力しており、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は5年5か月となっております。

11番目はKさん、14歳で、健全育成推進国領地区委員会から推薦をいただいております。Kさんは、国領地区のソフトボールの練習においてコーチの補助として子どもたちの指導に協力しており、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は2年5か月となっております。

12番目はLさん、17歳で、健全育成推進国領地区委員会から推薦をいただいております。Lさんは、国領地区のソフトボールの練習においてコーチの補助として子どもたちの指導に協力しており、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は5年5か月となっております。

13番目はMさん、16歳で、調布市社会福祉協議会から推薦をいただいております。Mさんは、健全育成推進石原地区委員会のソフトボールの練習においてコーチの補助として子どもたちの指導に協力しており、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は4年2か月となっております。

14番目はNさん、15歳で、健全育成多摩川地区委員会から推薦をいただいております。Nさんは、多摩川地区のソフトボールの練習において子どもたちの指導に協力するほか、和太鼓チームに所属し、後輩の指導を行うなど、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は2年5か月となっております。

続きまして15番目のOさんですが、16番目のPさんと同じ内容での推薦となっております。

おりますので、併せて御説明いたします。この2名は神代高校からの推薦となっており、行為内容は、下校中に転倒した高齢者を2名で介助しながら自宅まで送り届けたという内容で推薦がありました。

17番目はQさん、16歳で、健全育成推進上ノ原地区委員会から推薦をいただいております。Qさんは、地域のリーダーグループである「team for 遊」に所属し、子どもたちの模範となっているほか、地域行事にも積極的に参加するなど、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は4年5か月となっております。

18番目はRさん、17歳で、健全育成推進上ノ原地区委員会から推薦をいただいております。Rさんも地域のリーダーグループである「team for 遊」に所属し、子どもたちの模範となっているほか、地域行事にも積極的に参加するなど、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は4年5か月となっております。

19番目はSさん、17歳で、健全育成推進上ノ原地区委員会から推薦をいただいております。Sさんも地域のリーダーグループである「team for 遊」に所属し、子どもたちの模範となっているほか、地域行事にも積極的に参加するなど、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は4年5か月となっております。

20番目はTさん、17歳で、健全育成推進柏野地区委員会から推薦をいただいております。Tさんは、柏野地区のソフトボールの練習においてコーチの補助として子どもたちの指導に協力するほか、柏野地区における夏祭りなどの様々な事業に協力しており、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は4年5か月となっております。

最後21番目ですが、団体のUで、多摩川児童館からの推薦をいただいております。この団体は、多摩川児童館のダンスサークルで活動する児童への指導を行いながら、児童館交歓フェアに合同で参加するなど、地域交流を行うとともに、社会福祉協議会が主催する布田わくわくひろばまつりにも出演するなど、盛んな地域活動を行っており、地域における健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は1年11か月となっております。

候補者及び団体の推薦内容の概要についての説明は以上となります。

会長： 続いて、専門調査委員会での検討結果について、専門調査委員会から報告をお願いいたします。

委員： それでは、専門調査委員会で検討いたしました選考結果について報告いたします。先ほど事務局からの説明があったとおり、今年度の推薦は個人20人、団体1団体の計21件となっております。昨年の9件から大幅に増加することとなりました。これは、コロナの終えんとともに、子どもたちが様々な活動に向けて活発になった現れだと考えております。今後も頑張っている子どもたちを表彰の場に引き上げるよう、専門調査委員会としても鋭意活動していきたいと考えております。

それでは、資料2、令和6年度調布市青少年表彰候補者一覧のうち、右側の専門調査委員会での意見を御覧ください。今御説明があったものになります。1から3番目の第七中学校から推薦のあったAさん、Bさん、Cさんについては、3人で協力してけが人の救護を行い、人命救助に努められたことは青少年の模範となっており、調布市青少年表彰規程第3条第4号に該当するものとして、被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、4番目の健全第三地区委員会から推薦のあったDさんについては、地域の事業であるソフトボールの活動に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、5番から7番目、そして14番目の健全多摩川地区委員会から推薦のあったEさん、Fさん、Gさん、Nさんの4名についてですが、地域の事業であるソフトボールや和太鼓の活動に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、8番、9番の健全北ノ台地区委員会から推薦のあったHさん、Iさんの2名についてですが、地域の事業であるソフトボールの活動に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、10番から12番の健全国領地区委員会から推薦のあったJさん、Kさん、Lさんの3名についてですが、地域の事業であるソフトボールの活動に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていることが認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

13番目の調布市社会福祉協議会から推薦のあったMさんについてですが、地域の事業であるソフトボールの活動に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていることが認められます。また、行為期間も基準を満たしており、青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、15、16番の都立神代高校から推薦のあったOさん、Pさんの2名についてですが、転倒した高齢者を2名で協力して介助しながら自宅まで送り届けたことは他の青少年の模範となっていると認められることから、青少年表彰規程第3条第4号に該当するものとして被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、17から19番の健全上ノ原地区委員会から推薦のあったQさん、Rさん、Sさんの3名についてですが、地域のリーダーグループの活動に積極的に参加、

協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、20番の健全柏野地区委員会から推薦のあったTさんについてですが、地域の事業であるソフトボールの活動に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

最後に21番目の多摩川児童館から推薦のあった団体Uについてですが、調布市児童館交歓フェアや、布田わくわくひろばまつりなどの地域行事に積極的に参加し、また、多摩川児童館を利用する小学生にダンスの指導を行うなど、活動内容が地域における健全育成の推進に貢献しており、また、行為期間も基準を満たしていることから、調布市青少年表彰規程第3条第5号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

専門調査委員会での検討結果は以上でございます。よろしく申し上げます。

会長： ありがとうございます。類似の内容についてはまとめて審査を行います。

まず、1から3番のAさん、Bさん、Cさん3名、3人で協力してけが人の救護活動を行ったという内容です。御意見、御質問があればよろしく申し上げます。――よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、3名について表彰することに決定いたします。

4番、Eさん、6番、Fさん、7番、Gさん、8番、Hさん、9番、Iさん、10番、Jさん、11番、Kさん、12番、Lさん、13番、Mさん、14番、Nさん、20番、Tさん、この11名、主として地域のソフトボールの練習に参加し、コーチ陣のサポートや後輩の世話をを行ったという内容です。御意見、御質問、ございますか。――いいですね。

（「異議なし」の声あり）

それでは、11名、表彰することに決定いたします。

少し戻っていただいて5番、Eさん、地域の和太鼓サークルに所属して後輩の世話をを行うとともに、地域における様々な行事に参加して健全育成の活動に協力したという内容です。御意見、御質問、ございますか。――よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

被表彰者といたします。

15番、Oさん、16番、Pさん、転倒した高齢者を2人で協力して介助しながら自宅まで送り届けたという内容であります。被表彰者とすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

決定いたします。

17番，Qさん，18番，Rさん，19番，Sさん，地域のリーダーグループに所属し，活動を通じて小学生のよい模範となるなど地域の青少年の健全育成に貢献ということでございますが，御意見，御質問，ございますか。——特にはございませんか。

（「異議なし」の声あり）

決定いたします。

最後，21番，団体のU，多摩川児童館内のダンスサークルで地域の小学生の指導を行うだけでなく，児童館交歓フェアや布田わくわくひろばまつりといった地域行事に積極的に参加するというような貢献度が説明されておりますが，被表彰者団体として決定でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

候補者全員の審議が終わったということで，日程について事務局から説明をさせていただきます。

事務局： ただいまの選考結果に基づき，来年3月9日日曜日にたづくり大会議場にて表彰式を開催いたします。委員の皆様には時間等の詳細が決定次第，案内状をお送りさせていただきますので，お忙しい折とは存じますが，御出席くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

## （2）令和7・8年度調布市青少年健全育成方針（案）について

会長： 続いて(2)令和7・8年度調布市青少年健全育成方針（案）についてということであります。事務局から説明させていただきます。

事務局： それでは，令和7・8年度調布市青少年健全育成方針（案）について説明いたします。資料6と資料7を併せて御覧ください。資料6が令和7・8年度調布市青少年健全育成方針（案）で，資料7が現在の健全育成方針との新旧対照表となっております。本案につきましても，先日開催した専門調査委員会でいただいた御意見を踏まえまして作成したものでございます。

資料7の新旧対照表は，左側に令和7・8年度青少年健全育成方針（案）を，右側に現在の令和5・6年度の健全育成方針が記載されておりますが，変更箇所を赤字と下線で，内容を削除した箇所に関しましては青字と下線で示しております。具体的な内容につきましては，後ほど専門調査委員から御報告させていただきます。

以上でございます。

会長： それでは，専門調査委員会での検討内容について，お願いいたします。

委員： 令和7・8年度調布市青少年健全育成方針（案）について，専門調査委員会での検討内容を報告いたします。

素案の作成に当たっては，前回，令和5・6年度版の健全育成方針を作成するに当たり，前段の主文に現状や課題をまとめて記載したこと，主文の文章と重点目標の文章に重複して掲載された内容を整理したことなどを踏まえ，できるだけ簡素な

文章とするよう留意して作成いたしました。

大きな変更点としては3つあり、1つ目が昨年12月に「こどもまんなか社会」の実現を目標として、こども家庭庁が策定した「こども大綱」の考え方を盛り込んだことです。続いて2つ目が「こども大綱」の内容を踏まえ、これまで3つだった重点目標に4つ目となる「青少年の居場所の充実」を追加したこと。3つ目が、昨年5月に新型コロナウイルスの扱いがインフルエンザ等と同等の5類感染症に変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルスの影響等についての記載を削除したことです。

具体的な変更内容について説明します。資料7を御覧ください。先ほど事務局から説明があったとおり、変更点を赤字と下線で示していますが、1ページ目の中段にあるとおり、「令和5年12月には全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な社会を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現を目的とした『こども大綱』が策定される」といった内容を追加しております。

また、次のページの右側に青字で記載してある部分が新型コロナウイルス関連の記載箇所になりますが、こちらの新型コロナウイルスが青少年の健全育成に大きな影響を与えているといった内容の記載を全て削除しております。

最後、5ページ目を御覧ください。新たに追加した重点目標についてです。4つ目の重点目標として、「青少年の居場所の充実」を追加しました。これは、青少年の居場所は健全育成の推進にも当たり大きな影響があることと、先ほど説明した昨年12月に策定された「こども大綱」において、政府の役割として青少年の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、青少年の声を聞きながら居場所の充実を推進すると記載されていることを踏まえ、追加いたしました。

そのほか、一部に文章や文言の修正をしておりますが、軽微な内容となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、専門委員会での検討内容について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございます。

事務局及び専門調査委員会の検討結果、報告、説明を基に令和7・8年度調布市青少年健全育成方針について何か御意見、御質問はございます。ご自由にどうぞ。――何か御意見、どなたかございますか。――よろしいですか、この内容で。それでは、令和7・8年度調布市青少年健全育成方針について、素案のとおり決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定させていただきます。

この問題と少し関係があると思うのですがけれども、時間を無駄にせずに、また、何が不経済かというのは判断がなかなか難しいが、時間を有効に使えるように居場所をとというのは、それはもう大変オーソドックスな考え方で、それで調布市のみならず、できればそういうところを用意したいと。希望する子どもたち全員を収容で

きるような。なかなか難しいですが、我々のところも、御存じのようにCAPSはあるけれども、西のほうに1つでは平等と言えないのではないかと長年言われ続けてきている。お金のことはもちろんあるのですが、一つは場所なのです。西はもう20年くらい前に、あんな便利なところがたまたま空いていたという、幸運があったと思えるわけです。これからもぜひ拡充、またはほかのところへ拠点を整備していきたいと思っています。

それとちょっと違うのですけれども、私、都の青少年問題の協議の場に市長会の代表として出ていたのです。その時に、よくあるニュースで言われるト一横問題というのが、新宿の特定のところに青少年が、自分の居場所を見つけられずに、または家庭に問題があって集まってくる。これは大きな問題だといってト一横問題を議論しようとしたのです。それは別に間違っているとは言わないのだけれども、ト一横だけの問題ではないなど。当然ですけれども。それから、SNS等、自分たちで自由に情報交換できるようなものの介在が大きな問題だ。それをどうしようかと。これも議論が難しいと思いました。

それは、ある程度はあるのだろうけれども、では、SNSがなかったら、みんな携帯を持っていなかったら、それは起こらない。そうではないのです、物事の本質は。新宿でなくたって、渋谷か、池袋か、やはりそういう場所にどうしても集まらざるを得ないという根本のところの議論をしっかりとしないと、集まって議論する意味がないではないかと、私は全体とは少し違う意見を言ったのだけれども。それは全体の議論を否定するのではないのだけれども、やはり本質論というか、物の根源をたどっていかないと、いつでもこれはあり得ますよ。30年前も、50年前も、やはり同じようなことはあったのです。なかなか難しい問題だと思っています。それほど深刻なことが我が町に、非常に声高な議論をしなければいけないくらい発生しているかという、そうは思いません。幸いなことに、そこまでではないだろう。後で警察から教えていただければ結構ですが、そこまでではないと思っているのですけれども、やはり常にそういうことに対して一人でもお子さん方の居場所を確保することによって、いい方向に導ければなどは強く思っております。全くこの方針を否定するわけではございませんが、今後ともよろしく申し上げます。

## 7 報告事項

### (1) 令和6年度秋のこどもまんなか月間における取組について

会 長： 続いて、次第4「報告事項」の(1)令和6年度秋のこどもまんなか月間における取組、事務局から説明をいたします。

事務局： それでは、令和6年度秋のこどもまんなか月間における取組について説明をいたします。資料8及び本日配付のチラシを御覧ください。

国は、児童虐待や子ども・若者育成支援を推進するため、毎年11月を秋のこどもまんなか月間として定めており、各種事業や広報・啓発活動を集中的に実施するよう求めています。

今年度における具体的な取組についてですが、まず、市報及び市公式ホームページ上での広報活動を行うとともに、XやLINEといったSNSを活用した広報活動を実施いたします。特に期間中はSNSを活用した広報を積極的に展開し、子ども・若者支援地域ネットワークや、総合相談窓口である「ここあ」についての周知を強化いたします。

そのほか、今年度新規の取組としては、子ども・若者相談窓口に関するインターネット広報の試行的な実施があります。これは、インターネット上で特定のキーワードを検索した際にブラウザ上の広告として特定のサイトを表示させるもので、今回は「相談」や「悩み」等のキーワードを検索した際に、「ここあ」を上部に表示させるように実施するものです。今年度は試行的な実施であり、Googleの検索を対象として、エリアを調布市内に絞って実施し、その効果を検証した上で来年度以降の施策につなげていきたいと考えております。

また、11月10日日曜日には、子ども・若者支援地域ネットワーク主催の講演会を予定しております。今年度は、若者の自傷や自殺が増加しているという背景を踏まえ、専門家である国立精神・神経医療センターの松本先生を講師にお招きし、「自分を傷つけずにはいられない～自傷とオーバードーズの理解と援助」という演題で御講演いただく予定です。今年度についても、たづくり大会議場での開催と併せまして、Zoomを活用したオンラインでの同時配信を行ってまいります。

なお、本講演会の詳細につきましては、後ほど、本日お配りしたチラシの内容を御確認くださいようお願いいたします。

事務局では、こうした広報活動や講演会の開催を通じて、悩みや不安を一人で抱えず、様々ある相談機関に相談できるきっかけとなればと考えておりますので、これらの取組を通じて、子ども・若者支援施策のさらなる周知に努めてまいります。

説明は以上となります。

会長： 説明は終わりました。

何か御意見、御質問、ございましたら御自由にどうぞ。――どうぞ。

委員： この研修会の御紹介をしてもいいですか。

会長： どうぞ。

委員： 松本先生は、薬物依存の専門家でいらっしゃるのですが、近年、ト一横に集まる子どもたちも含めて、市販薬を過剰に摂取するという市販薬依存の若者が多くなっているそうです。小学生くらいから薬を何十錠も飲んでしまって、そういうお子さんたちというのは一般に助けてと言えない。身近な人に助けてと言えなくて、学校にも通っているのだけれども、朝、学校に行くために風邪薬を10錠とか飲んで、感覚を麻痺させてというか、ふわっとさせて登校している事例もあるそうです。なので、実際何人くらいそういう方がいるかというのが掴めない。けれども、学校の先生とか、身近な支援者の方にぼろっと何か言う時に、こういう人たちにどう支援したらいいだろうかというようなことが主題となっている講演会です。

自傷、リストカットとかも、死にたい気持ちでやる方というのは、リストカット

している中で4割以下だそうで、要するに、今日を何とか乗り切らなければいけなくて、でも、ぱんぱんに辛い気持ちが膨れ上がっていて、ちょっと切ると楽になるみたいな感じだそうなのです。これがエスカレートすると自殺にいつてしまうようなので、そういうこと、何かできることを私たちが勉強したいなということで企画いたしました。よろしくお願いします。

会長： ありがとうございます。

どなたか御意見、今のことも結構ですし、他の観点でも結構です。御意見、ございますか。

委員： 済みません、今、御紹介いただいたことについて。

とても今の状況にふさわしいテーマだなということで、これはどういった広報をされる予定でしょうか。できるだけ多くの方に聞いていただきたいと思いますのですけれども。

事務局： 広報についてですけれども、調布市子ども・若者支援地域ネットワークと自殺に関しての防止の取組を行っております。部署をまたがりまして、色々な団体の方に御協力をいただき、市内にはたくさんの支援団体等もございます。そういった実際に支援している対象者の方にも行き渡るように。当然ながら、市報であるとか、各支援団体のホームページ、そういったものについても掲載をお願いしております。

この内容につきましては、当然ながら当事者の方たちだけではなくて、保護者の方、あるいは支援する側の方につきましても、非常に興味、関心の高い話題というように捉えておりまして、研修というわけではありませんけれども、支援機関の方たちにも御参加いただけるようにお話をしているところでございます。

委員の御指摘のとおり、今、オーバードーズ、薬物、風邪薬とか多いようすけれども、過剰摂取するということが若者の中で多く見られてきたということもありますので、そういったことの予防措置であったり、そうなってしまう子どもたちの心情を理解するとか、そういった部分を含めて、市内のそういった支援の力の向上を図るという部分につなげていきたと考えております。当事者とそのご家族とあわせ支援機関の両方の力になればなということで今回開催させていただき、そういったことを意識した広報を行います。

以上です。

委員： ありがとうございます。

支援者はもちろんのこと、当事者、それから当事者になる可能性のある子どもたち、自分たちがそういう状況に置かれていることすら恐らく認識していないということも考えられるのかと聞いていて思いましたので、学校関係者、教育関係者、実際にお子様へ伝わるような広報をしていただければと思います。ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。

ほかにどなたか、御意見ございますか。――全体に関してでも結構です。

最初、御挨拶の中でも少し言ったのですけれども、こういうことを考える時に、

対処療法ということと、今起こっていることを何とか改善，早くしていかなければいけないということと，根本的に考えなければいけないこと。簡単に申し上げますと，例えば，誰でも陥るということをまず考えなければいけない。

ものすごく分かりやすい例を挙げると，こういうことらしいのです。スポーツでも，芸術文化でも，何か人前で日頃の成果をといる時には，平常時ではなくなるから。平常時な人もいるのです，まれに。平常時，何にも関係ないという人もいますが，大体の人は平常時ではないから，うまくいかないことがあるわけです。いつもできているのだけれども，うまくいかない。その精神的な動揺みたいなことが社会生活全般だということです。分かりやすく言えば，ちょっと何かのことにつまずいて自信をなくしてしまうと，今までできたこともできなくなってしまう。これは誰でも思い当たりますよね，色々なことを考えると。

ですから，そのような社会全体の中で，そういう動揺が少ない社会をどうやってつくっていくのかというのは，一人一人のことを考える前にやはり大切だということらしくて，私も全くそう思います。

それから，今の子どもたちということ考えた時には，さっき申し上げたように，80年，90年人生を送るには理不尽なこと，不条理なこと，誰にでも起こり得る不運なことというのはあるのだけれども，その時，ちょっと弱くなっているのではないだろうか，以前よりも。根性論だけで世の中は済まない。当たり前の話ですけども，根性論も必要なのだというように，どう鍛えるのか，鍛え方は難しいが，それは愛情だと思うのです。やはり厳しいことを言って，そういう考え方じゃ，これからなかなかうまくいかないよということも時に学校や家庭で言うことも愛情だけれども，難しいですね。本当にそれは難しいです。

ただ，今の子どもたちがだんだん普通の人で耐えられることでも耐えられないような人が増えないようにということは考えていかなければいけないと思っていますし，起こっている現象を捉えて，こういう講習なり意見を聞く場を設けていただくというのは大変いいことだと思うので，今後ともよろしくお願いします。

## 8 情報交換

### (1) 調布警察署からの情報提供

会 長： それでは，情報交換ということで，まず警察から最近の傾向について教えていただいて，よろしくお願いします。

委 員： では，私から最近の傾向ということですが。

毎回言うのですがけれども，非行の低年齢化が進んでおります。本年は上半期に小学生の万引き，器物損壊，暴行，傷害，家庭内暴力等，粗暴的事案の発生が多数見られました。また，少年の性の関心や芽生えから，触法少年による不同意わいせつ，旧強制わいせつ事案が発生しております。

しかし，下半期，全くない。6月までは犯罪が発生してしまっていたのですがけれども，7月以降全くない。学校関係者，先生方の頑張りだとか，子ども家庭支援セ

ンターなどの連携というか、活動が効果を出しているのかなというような、そこは分かりません。

続きまして、男女を問わず、軽はずみに携帯電話、スマートフォンで自己の肢体を撮影し、相手方に画像や動画を送信するなど、東京都教育条例や児童ポルノに関する法律違反に抵触する事案が増加しております。少年相談から認知するような事例が多いです。親御さんと一緒に来署して、こんな事案なので相談ということで認知することがあります。

あと、SNSで誘いに安易に乗り、闇バイトに手を染める少年が増加しております。当市においても詐欺に加担し、同一少年が当庁及び他府県警察に数回再逮捕される事案がありました。管内居住者となります。

当市においての少年の薬物事案も増加しております。また、当市の取組としては、ゲームセンターの立入禁止制限時間のポスターを掲載し、小中学校に配付することにより立入禁止時間を過ぎての遊技は犯罪に巻き込まれやすいので、犯罪の温床となる場所であるという啓発活動を実施しております。調布市におきましても、一斉に集まる会議において、一斉にポスターを配付する予定となっております。

以上でございます。

会長： ありがとうございます。

どなたか御質問等ございますか。――何かありますか。――よろしいですか。

(「なし」の声あり)

## (2) 中学校校長会からの情報提供

会長： それでは、次、中学校校長会からお願いします。

委員： 先ほど調布警察からお話がありましたけれども、学校としてはおっしゃるとおり、上半期に対応したケースがあったというのが思い出されるのですが、では、現在どうなのかというところです。子どもの問題行動は結構波があり、一定期間よくても、急に問題行動が起きたり、またその逆もあったり、原因は分からないと思うのですが、今、落ち着いているというお話があったのですが、では、そのまま落ち着いていくのかというと、心配していかなければいけないと思っています。

中学校が8校ある中で情報共有しているのですけれども、落ち着かなくて大変という学校は聞いていないです。学校生活は比較的落ち着いて送られているかと思っています。ただ、学校はこれまでの文化もそうですけれども、集団を育てていくという集団指導というものをやってきたところなのです。いい集団をつくっていかうとか、いい仲間にしていかうというような教育をずっと続けてきたところですが、ここ数年、どうしても個別に対応しなければいけない子どもたちが本当に増えてきているというのは実感しています。学校の中での集団としてはよく育っているなど。いい仲間、いいグループになっているなどということは感じるのですけれども、その中で、どうしても個別に対応していかなければいけない子どもが一定数出てきてしまう。

集団を育てる上で、2対6対2の原則があると言われていて、2割はリーダー性のある子だし、真ん中の6はサイレントマジョリティーといいますか、リーダー性も発揮するけれども、もしかしたら問題行動に流れてしまうかもしれない。あとの残りの2は支援が必要なお子さんたちというように言われてきて、サイレントマジョリティー6の子たちがリーダー性のある2割のほうに意識が向いていくと集団はよく育っていくというような考えがあって、上手く集団を育てていきましょうということを学校はやってきていたところなのです。前回お話ししましたが、1割くらい不登校経験の、また不登校になり得る子たちがいる。そのほか、課題のある、特別な支援が必要な子どもは8.8%いるなどというデータもあるので、そのような中で、学校外でのトラブルというのはどうしても起きてくる。その中の主流になっているのがSNSの問題で、SNSを介して不登校の子や課題のある子が、そこで知り合ってしまう。知り合ったことで、調布市内で言うと、例えば、CAPSで会って、そこで情報交換があって、その中でSNSで悪口を言った、言われた。そこからトラブルになって、学校が聞き取るのだけれども、全部子どもたちがしゃべるわけではなく、どうしても関係機関にお世話にならなければいけないケースというのが、私の感覚だと2学期になってからもあるなど感じています。

どうしても学校の中でできることと、そうではないことというのがあるので、学校として聞き取りはするのですけれども、そういう問題行動はほとんど学校の管理外で起きている。要するに、スマホの使い方だとか、別の場所で会ってだとか。他校生とのつながりなどというのは、どうしても学校の管理外で起きていることなので、調布警察にも動いていただいているのですけれども、調布警察に情報提供して対応していただいたり、あとは子ども家庭支援センターすこやかに本当によく動いていただきますが、すこやかと連携したり、多摩児童相談所と連携したり、そういうお子さんを健全育成の方向に向けるように支援しているという状況は2学期になってもあると感じているところです。

この後、またそういう学校で情報把握したものを、できる限り関係機関に情報提供して、そして、そういう課題のあるお子さんたちを支援していかなければという案件は発生していると思うので、それについては粘り強く保護者の方の理解を得ながら、そして、関係機関等の連携を図りながら、学校でできることと、ここは関係機関にお願いしなければいけない部分というものを精査して対応していくというような状況があるというところで今対応しているケースがあるというところです。

以上です。

会長： ありがとうございます。

先ほどの調布警察からの御説明と併せて、何か御意見、御質問等ありましたらどうぞ。

便利な携帯機器を持たない時代には戻れないだろうから、これは多分世界中でしょうね。調布市の問題ではなくて、世界中の問題だろうけれども、妙案はないですよ。

委員： 適切に使うしかない。

会長： それはそうなんだけれども。

委員： 学校でこういう使い方をしましよと指導します。家庭に働きかけます。やはり家庭のほうに話をすると、もううちでは管理できませんという保護者が実際にはいます。「先生、これを預かってください」とか、「うちではスマホはもう管理できません」と。

会長： それを子どもは文句言うでしょう。

委員： 文句を言います。一時的にですけれども。そういう事例もあって、要するに保護者が管理できない状況になっている家庭もあると。

会長： 当然あるでしょうね。そういうことを言われると、この中でも思い当たる方がいるかもしれない。だけど、大きな問題だけれども、難しいですよ。では、どうしようかといっても、そこから遠ざけようとするほどまた反発も起きてくるだろうし。やりにくさがますます高まってきているとなると、ちょっと頭が痛いですね。全国的に考えていかないと。

委員： 今、子どもたちのそういう指導の中で、スマホだとかSNSを介していない問題というのはほとんどない。それが確実に問題を大きくしていますし、課題を大きくしている。これは間違いないと思います。SNSがあるために、または、色々なつながりができるために不適切な言動が助長しているというのは間違いない。間違いないというか、それが全くない指導というのはないです。健全育成の課題。

会長： ものすごく大きく言うと、ダイナマイトもウランも戦争に使うために開発したのではないという、人間の性というか、そういうことになってしまうと思いますね。利便性を追求する中で、自分たちが生き辛くなってしまおうという矛盾ですよ。けど、ちょっと頭が痛いですね。だんだん低学年化しますね。今どき、高校に入るまで携帯なんかとんでもないなんて言える家庭はあるのですか。

委員： 子どもたちに聞くと、多くの子は中学生で。

会長： 全員ではない？

委員： 全員ではないです。

会長： やはり少なくとも成人に近づくくらいの分別があるならともかく、面白いから、ゲームにのめり込んでいるうちに、色々な使い方をそれはしますよね。多分、校長会等、学校の中でも考えておられるから、ぜひ細かくまた教えていただいて、これからは考えられればということで、よろしくお願いします。

今、お二方から現状報告いただきましたが、ほかに何か自由討論ということで、どんな角度の御意見でも結構ですが、何かありますか。――どうぞ。

委員： 今の携帯電話の話です。あれ、小学生からほぼ持っています。持っていない子はいないのではないくらい持っています。端末の値段が下がってきたのもあるし、持ちやすくなってきたこともある。ただ、一番使っているのは親、目的としてはGPSなのです。携帯にもうついてしまっているの、何かあっても子どもの位置はすぐ分かるというか、塾なども「入りました」「帰りました」というのは、携帯が

ないとできないとか、P A S M Oとかそういうものも。それに関しては中学の修学旅行にも言いたいことがあったのですけれども、みんなP A S M Oのカードを今つくっているのです。修学旅行に行くために。みんな子どもたちの端末に入っているのです。カードは持っていません。でも、端末は持っていけないから、カードを親が作りに行くのです。あれは、親が皆大変だと思っています。「カードってどうやってつくるんだっけ」「アプリじゃないんだよね」と。むしろ、親が今、端末の使い方を知らない人が多いので、子どもが教えるのです。アプリはこうやって入れるんだよと。だから、携帯電話が必要な時代であるというのは分かるのですけれども、やはりおっしゃっていたように、使い方をうまくやっていくしかないのではないかと思います。

また、先ほど調布警察がゲームセンターとか、犯罪に巻き込まれるおそれのある、可能性のある施設を重点的に見ているというのは、今、親はみんな感じています。補導まではいかないのですけれども、注意をされたという子どもがすごく増えました。親たちは心配しているのです。これは補導なのかと。

委員： 身柄が動くとか、その場で注意するのが補導なのです。

委員： それはただの注意だとか、それは補導ではないとか勝手に解釈して、連絡が来たら補導だみたいな。その辺が明確に分かるとうれしいなと。私も聞かれて答えられなかったのです。

委員： 後日、保護者の方には連絡が行くシステムになっていると思います。

委員： その相談が私にもよく来て、「補導された時、どうしたらいいの」と。いや、こっちがどうかする必要はないと思うけれどもと。子どもが「家に連絡しますよ」と言われたけれども、連絡が来たのか分からなくてどきどきして、次の日に「警察から連絡来た？」と言ったら「いや、来ていないよ」という話はもう30件、40件くらい聞いているかな。

委員： 間違いなく、当日中に漏れなくしています。

委員： 済みません、補導委員から。

あそこは調布市内ではなくて、市外からの子たちも多くて、調布市内では小学生はほぼ毎回いらっしゃるという状態ですけれども、補導しまして、「お母さんとお父さんいますか」という話から始まって、いないという話だったら「ちょっといらっしゃい」という状態。そこで、保護者の住所と名前と電話番号をお聞きして、調布警察からかけるという状態になっているのです。電話に出なければ留守電に入れてみたり、後日再度という状態になっているので、声をかけられた時点でもう補導なのです。

委員： それ、私からも各校に言っておこうかと思います。声をかけられた時点で。

委員： そう、声をかけられた時点で補導が始まっていますので、電話がこないからいいとかではなくて、電話は確実に全員行き渡る。調書を取られているので、子どもたちのことは全て。この間、保護者に電話をかけたら「本当に警察なのか」と言われたのです。

会長： 今どきそういう反応はあるでしょうね。

委員： そう。自分の子どもはそんなところに行かないとか、色々あって。

会長： それは少し理解したいのですが、どの境を越えると補導の対象になるのですか。特定の店に入るとのことですか。

委員： 18時以降は小中学生は無理なのです。そこを、私たちは18時以降に行っているの  
で、その時点でいけば。

会長： だけど、ぱっと見ただけでは年齢も分からないことがあるから、それは。

委員： 大体分かるので、容姿を見ながら。あとは、そうかなといって声をかけて、ちょっと身分証を。

会長： 身分証を見せろというのか。

委員： はい。

委員： 中学生と高校生、学生生徒手帳というものをお持ちなので。

会長： プライベートな時間帯も彼らは持っていますか。

委員： 大体持っていますよ。みんな制服でうろうろするのです。

会長： 制服なら分かるよね。

委員： 制服とジャージ。中学生はジャージが多いですね。運動会の帰りとか、体育祭の  
帰りとかと言って。新しいゲームセンターができたので、皆行くのです。以前は駅  
前のゲームセンターがメインでしたが。

会長： だから、時間を守ればいいわけですね。

委員： そんな話なのです。

会長： ついつい面白いと越えちゃうという子もいると。

委員： 越えちゃう。塾の時間の合間。

委員： そういふのはあるね。

委員： そうそう。この間、サッカーへ行くまでの合間みたいな。

会長： 大人で言えばパチンコだね。ちょっと時間が空いたからと。

委員： そうそう。

委員： この間もこのお話があったと思うのですけれども、私も中学生の保護者でもある  
のですが、子どもも親も何がいけないことなのかということがちゃんと教育されて  
いるのかというのが、私すら分かっていないのです。どうなったら補導なのか、そ  
ういふ店に何時から入ってはいけないのか。悪気がない子も一定数いるのではない  
かとも思ったりするのですけれども、そこは学校側などでちゃんと周知はされてい  
るのですか。

委員： こうなったらこうですというのは、学校からは周知していません。保護者に周  
知しているというよりも、子どもたちへの集会とかで話したりすることがあります。  
18時以降、子どもたちだけでゲームセンターに行くと補導対象になりますよとか、  
都の条例では22時以降だと、どこへ行っても補導対象になりますよと。子どもは知  
っていると思われます。

委員： 知らずにそうなってしまうパターンもあるのかなと。

委員： UFOキャッチャーとか、そういうものは不健全ではないですね。だから、そういうものも、ちょっとネットなどを見てみると分かるのですけれども、もはや不健全ではないゲームセンターのほうが多いみたいな書き込みもあり、18時以降は子どもたちだけで行かないというのはどうなのでしょうみたいな声とかがあるというのは聞いています。

委員： ショッピングセンターにUFOキャッチャーがありますから、それはOKとか。だから、その辺がちょっと、子どもたちもよく分かっていないのではないかと。

委員： 例えば、イトーヨーカドーの中のあれはOK。

委員： 子どもたちでもヨーカドーはOK。

委員： 時間問わずOK。

委員： だから、子どもの親も余り理解がされていないことがゆえに起こっている事象もあるのではないか。あとは、カラオケボックスとかもそうですね。子どもたちだけで。お店側もちゃんと、そういう子どもたちを見たら「帰ってください」とか。

委員： 入り口に貼ってあります。

委員： それで、お店の方も言うてくださるのですか。

委員： はい。

委員： でも、帰らないということですか。

委員： いや、お店のほうを受け付けてくれないのです。

委員： だから、そこで一定数減らすことにはつながっているわけですよね。

委員： そうですね。カラオケのほうはぼほいないです。高校生からか、メインが。

委員： 高校生は何時以降、カラオケは。

委員： 20時とかですか。

委員： 22時。

委員： 書いてありますよね、お店に。

委員： お店に貼ってあるので、カラオケのほうは店側が結構厳しくやっていたいでいるので、学生証を見せた時に、時間と年齢を確認して、お断りをさせていただいている状態です。ゲームセンターのほうはお断りさせていただくことがないので、みんなウエルカム状態なのです。ただ、店には全部貼ってあります。何時以降は駄目です、何歳以下は駄目ですよというのは全部貼ってあるのですけれども、お声をかけた子たちはみんな「ああ」みたいな感じ。

委員： イトーヨーカドーはセーフだから貼ってはない？

委員： ないです。

委員： 遊技場はそういう扱いだったですか。

委員： そうですね。ちなみに、UFOキャッチャーのところのエスカレーターを上った左の壁に貼ってあります。

委員： お店の人が言えばいいんですよね。子どもたちは、こういう駄目な時間ですよって。

委員： ゲームセンターは言わないのです。

委員： 言ってもらえるようにお願いはできないんですか。

委員： お願いベースですね。

会長： カラオケの場合は、時間帯で制限されていますよね。早い時間帯ならどうぞということになる。だけれども、電話で「ハイボール」とか言ったら問題になる？というような感じになっているわけですか。

委員： はい。

会長： 厳密に？

委員： はい。

会長： 実態を知らないです。

委員： そうすると、提供したお店側が法律に違反してしまいます。

会長： それはそうでしょう。微妙というか、全部を的確にすることは難しいだろうけれども、そういうことになっているわけですね。分かりました。

      ですから、温床という言葉を使いますよね。事前に境界を乗り越える前で何とか指導していこうという考え方だから、ぎりぎりのところでは、時代の推移とともに色々な意見も出てくるだろうし、いいんじゃないですか、ここでもそういう実態を教えていたきながら議論するというのは。

      学校は難しいですね。だって、何時から行けないよと言ったら、その前を奨励しているように聞こえるから、それまではいいんだよと言っているように聞こえるから、難しいな。

委員： 難しいなと思うのは、今の御意見があるではないですか。学校で伝えてくれないのかとか、やってくれないのかと。学校でやるべきことというのは、法で定められている部分があって、学習指導要領に則って指導しましょうと。では、学習指導要領にそういう指導をしてくださいと書かれているがというと、書かれていないのです。これまで学校は結構、書いていないことも良かれと思ってやってきたこととか、やってきたことも多いのです。だから、これが慣例となって学校がやってくれるのは当然ではないですかみたいな感覚があると、学校はそこまでやる必要はないんですということになる。では、誰がやるかというのは線がはっきりしていないので、それは家庭教育の一つですよというようにもっとアピールしていただくとありがたいと思います。

会長： 一つ間違いないのは、それで商売をされている事業者の意識と行動ですね。今お聞きしていても。この方たちが、かなり節度というものをきちんと守っていただければ、大分できますよね。ただ、それを言うていくのは警察になるのですか。そういう業者をお願いをして。

委員： そうです。

会長： それは大変だ。大変だと思うけれども、よろしく願います。効果はあるだろう。分かりました。

      今の観点でも、ほかのことも何かございますか。――特によろしいですか。――貴重な意見を色々出していただいて、ありがとうございました。

それから、今日を通じて幾つかの観点からあった、子どもたちを健全にという健全の意味です。不良化だけではなくて、健全にだから、心身ともに、発達度合いに応じて、年齢に応じてうまく育っていくようにというところ。さっき申し上げたように、昨今も難しいと思います。前にも申し上げたけれども、うちだけではないのですが、各職場で精神的に行き詰まる人の低年齢化が物すごく深刻で、中高年で疲れたというのは私の経験でも昔からあります。中高年でというのは、精神を病んでしまうというのは、残念ながら。でも、こんなに、20代まで含んで、若い人が多いというのはなかったですよ。

色々な要素があるから特定はしないけれども、一つだけ間違えないのは、やはり20年生きてきて、どこにおいても、家庭においても、学校においても、ほかの場においても、大声で叱責されたことがまずない。大声で怒れと私は言っていないから、それは誤解のないように。ただ、ない人が、職場では強い言い方もありますよ。

「そんなことやってちゃ駄目だろ」「何考えてんだ」みたいなことは。それだけで震えが来てしまう。さっき言ったように複合的な要因だから、それだけとは言いませんが、それはあるらしいのです。難しいですね。

それだったら、家庭も学校も含めて、社会はどうすればいいのだと。学校の先生はそれに一番苦慮しておられるのかもしれないけれども、最近、本当に悩むくらい多いのです。――何かありますか。

委員： 経験がないことをされるとやはり。社会に出てどうなるのだということは学校としては指導していきたい。ただ、叱責の仕方というのは、今はどなっちゃ駄目とか、そこは。

会長： 相撲部屋でさえ厳しいことを言うといなくなってしまうという、これは極端な例かもしれないが、分かりやすい。

突飛なことを言いますが、私は市長が長くなってしまったのだけれども、サラリーマンのほうがいまだに長いのです。四半世紀以上。サラリーマンになった頃と今と違うことはいっぱいあるのだけれども、一つは、サラリーマンの時はあり得なかったが、全く見ず知らずの人から、人間性を問われるような罵声を浴びせられるということは、サラリーマンの時にはなかった。それではタフかと言われるとそうでもない。それは普通ですよ。それは正直に言って。

ただ、世代の問題としては、今の若い人よりは、育っていく過程において、色々な指導の仕方は今よりも、頭ごなしも含めて強い言い方があったから、いいかどうかと言われると難しいけれども、やはり一つの慣れみたいな、いい意味での慣れみたいなものがあったかなという気がします。委縮をするほど怒らなければという感じかな。

委員： 子どもの人権は大事にしましょうということから、叱り方というのは、頭ごなしは駄目だとか、大声で怒鳴るのはやめましょうとか、呼びかけは教員にします。

会長： していますか。

委員： します。大声で怒鳴るのはやめましょうとか。

委員： そういう時代ですし、怒鳴らなくても、諭すことのほうがいいのだろうなとは思いますがけれども、例えば、窓口で進路のことなんか言われてしまうみたいなこともあるように聞いていますね。すごくショックを受ける。

会長： そうすると、変に胸にこたえちゃうのです。だから、早く同僚とか、先輩に相談しろよというのは口を酸っぱくして言っているつもりなのだけれども、上手くいかないことはある。家庭で叱る度合いも減っているのかな、昔に比べたら。それは、私にはよく分からないのだけれども。

それで安心しちゃいけない。だから、ケース・バイ・ケースですよ。当然だよなと。先生の思いが募るあまり大きい声を出しても、あの場面では当然だよなとかね。

委員： そういうことです。

会長： これ、なかなかそう簡単に解決できる問題でもないと思うので、これからも折に触れるようにさせていただきたいと思います。

## 9 その他

会長： それで、次回のことについて事務局から御説明します。

事務局： 次回ですが、来年2月6日木曜日の午前10時から、こちらの市長公室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長： ありがとうございます。色々貴重な御意見をいただいて。この会議自体は数か月に1回ですが、その間に色々な事象が起こるということで、これからも色々教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

閉 会